

小規模事業者の振興の基本を考えるに当たって

1. 政策展開の基本的な視座をどう考えるか

(1) これまでの中小企業政策（日本経済の構造変化の中で）

戦後復興：経済集中の排除（1948 年中小企業庁設置）

高度成長：二重構造論・格差是正（1963 年中小企業基本法制定）

転換期：やる気と能力のある中小企業の支援（1999 年基本法改正）

現在：きめ細かな中小企業・小規模事業者の支援（2013 年同改正）

→ 2013 年改正の中小企業基本法では、小規模企業の意義として、

- 地域における経済の安定及び地域住民の生活の向上等に寄与、
- 創造的事業活動、新産業創出で我が国経済社会の発展に寄与、

とし、経営資源の確保が特に困難である旨に考慮する旨を規定。

(2) 今般、日本の経済社会の長期的な構造変化を踏まえた上で、

地域における重要な経済主体である小規模な事業体について、

その意義と発展の方向を、長期的な視点から構成することが必要。

① 日本経済社会の構造的変化と、小規模事業者を巡る課題の深化は、表裏一体であり、抜本的な取り組みが必要か。

② 経済活動を行う主体「事業体」（事業者）の捉え方として、

○「市場で価格による競争を行う主体」と捉えるのみならず、

○「地域の中で持続的な経済活動を行い、地域の活力・雇用・

付加価値を支える主体」とも捉えるか。

③ 事業体として規模が小さいことに起因する、固有の困難性。

その課題を解決するための政策支援の有効性。

2. 極めて多数かつ多様な事業体を支援するための政策に関して

① 経済主体としては、売上の維持・拡大が共通で根本的な課題。

その支援策（顔の見える信頼関係をベースにしたビジネスモデルの再構築、販路拡大、新製品開発、IT活用など）。

② 地域を構成する最大多数の経済主体である。

個々の事業体の発展と地域の発展に、関連があり得る。

i) 個々の事業体としての課題としては；

- 若者・女性等の地域における新たな事業の担い手の顕在化。
- 起業・創業や新たな雇用の促進による新陳代謝と活性化。
- 事業の継続のための円滑な事業承継や第二創業、事業引継。

ii) 地域としての課題としては、

- 多様な事業体の連携や、支援側のネットワーク構築による、地域としての事業力・経済力の向上。
- 地域資源の発掘・共有、地域のにぎわいの創出による、地域の魅力・競争力の向上。

③ 小規模事業者 366 万者、極めて多数の主体への有効な支援。

○ 有効な経営指導や相談を、全国津々浦々へ展開するために。

○金融（公的融資・保証）、税制措置について、小規模な法人や個人事業者に特有な課題に応える方策。

○政策が知られていない、分かり難い、使い難いとの批判。

④ 業種の多様性のみならず業態が多様。また、海外顧客も視野。

○例えば、一人親方、個人請負という事業形態。

IT普及によりクリエイティブな事業活動にも拡大。

○事業の実情や交渉力等、業態に応じ課題をきめ細かく想起。

⑤ 商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、商店街振興組合等

の中小企業関係団体に、今後、特に期待されること。

⑥ 自治体、地域の認定支援機関、地域金融機関、教育・研究機関

など、事業者を巡る、地域の関係者の連携に期待されること。

3. 振興の基本となる枠組みを考えるに当たって

○今般の検討は、長期的に有効な基本的枠組みとなる前提。

○政策展開の目標、計画性、また、見直しについて。

現在は、中小企業に関連するKPIとしては、開廃業率10%、黒字企業の倍増、海外展開があるところ。

○政策の進捗状況の確認と、公表のあり方について。

○国の責務。また、特に身近な自治体に期待されること。

中小企業関係団体に期待されること。